NPO法人ろーたす 役員報酬規程

第1条（目的）
この規程は、NPO法人ろーたす（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、財務の透明性を確保することを目的とする。
第2条（適用範囲）
この規程は、この法人の理事及び監事（以下「役員」という。）に適用する。
第3条（報酬の額）
役員の報酬の額は、休眠預金等活用法に基づき公表している「職員の人件費水準」に準じ、その職務内容、責任の重さ、及び他の役職員とのバランスを考慮して、以下の範囲内で理事会にて決定する。

1. 月額報酬：205,000円 ～ 350,000円
2. 時給換算：1,114円 ～ 2,023円

2 役員が職員を兼ねている場合、職員としての賃金と役員としての報酬は明確に区分して支給するものとする。
第4条（報酬の支払方法）
報酬は、就業規則第53条に定める職員の賃金支払日に準じ、毎月末日に締め切り、翌月25日に支払う。
2 支払いは、原則として役員本人の指定する銀行口座への振込みにより行う。
3 報酬からは、法令に基づき所得税等を控除する。
第5条（費用の弁償）
役員がその職務の執行に当たって必要とした旅費等の費用については、別に定める「旅費規程」に基づき、実費を支給する。
2 役員に対する費用の支給については、職員と同一の基準を適用し、特別な優遇措置は設けない。
第6条（公表）
この法人は、社会的信用の維持及び透明性の向上のため、本規程の内容及び役員報酬の総額を、法令に基づき適切に公開するものとする。
第7条（改廃）
この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則
この規程は、令和8年6月28日から施行する。